

様式第 1 号（第 6 条関係）

那珂川町安心安全な町づくり支援補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

那珂川町長 益子 純恵 様

（申請者・請求者）

住 所：那珂川町\_\_\_\_\_番地\_\_\_\_\_

氏 名：\_\_\_\_\_印\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

安心安全な町づくり支援補助金交付を受けたいので、那珂川町安心安全な町づくり支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、裏面の項目に同意した上で、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1. 申請金額

|                 |           |                                                                       |
|-----------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------|
| 購入額             | 円         | 補助対象となる物品の購入費を記入して下さい。<br>(※工事費・設置費・配送費などは、<br>補助対象に含まれませんので、ご注意ください) |
| × 1/2(千円以下切り捨て) |           |                                                                       |
| 請求額             | , 0 0 0 円 | 上限 3 0, 0 0 0 円                                                       |

2. 振込口座

|       |                                                                                                                           |      |  |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--|
| 振込希望先 | <input type="checkbox"/> 既に町会計システムに登録済みの口座 ⇒ 下表への記入は不要です。<br><input type="checkbox"/> 下表で指定する口座 ⇒ 下表に記入のうえ、通帳の写しをご提出ください。 |      |  |
| 金融機関名 | 銀行・信金 本店・支店<br>信組・農協 出張所・支所                                                                                               |      |  |
| 預金種別  | 普通 ・ 当座                                                                                                                   | 口座番号 |  |
| 口座名義  | (カナ)                                                                                                                      |      |  |
|       |                                                                                                                           |      |  |

裏面がありますので、必ずご確認のうえ、☒チェックをお願いします

## ○ 購入物品チェック（該当にチェックしてください）

- ☐ 感振ブレーカー ☐ 住宅用火災警報器 ☐ ポータブル電源 ☐ 発電機
- ☐ モバイルバッテリー ☐ 消火器 ☐ 懐中電灯 ☐ ランタン ☐ 給水袋・タンク
- ☐ カセットコンロ ☐ カセットボンベ ☐ 家具転倒防止器具
- ☐ 土のう袋 ☐ 止水パネル ☐ ブルーシート ☐ ロープ ☐ エアマット
- ☐ 簡易トイレ・非常用トイレ ☐ 防災用品セット ☐ 防犯カメラ
- ☐ カメラ付きインターホン ☐ 防犯フィルム ☐ 人感センサーライト
- ☐ 面格子 ☐ サムターンカバー・ロック ☐ 防犯砂利

## 【提出書類チェックリスト】

- ☐ レシート、領収書等（品名・数量・金額・購入日が確認できるもの）
- ☐ 購入した物品の写真
- ☐ 免許証やマイナンバーカード等、本人確認ができる顔写真付きの証明書

大切な内容ですので、必ずご確認ください

- ・申請者である私は、交付申請日に那珂川町に住所登録があるものです。
- ・私と、その同一世帯員には、町税および国税を滞納しているものはいません。
- ・私と、その同一世帯員には、当補助金の交付を受けているものはいません。
- ・私と、その同一世帯員には、那珂川町暴力団排除条例第2条第1号に指定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団等に該当するものはおらず、将来にわたっても該当しません。
- ・購入した物品については、売買や譲渡を行いません。
- ・町から内容の確認や、追加書類の提出などの要求があった場合は、すみやかにこれに応じます。
- ・私および同一世帯の者について、財務情報や住民情報を、町が申請の審査のために閲覧することに同意します。
- ・申請書類に記載された情報及び補助金の支給に関する情報を、町が財務情報として使用することに同意します。
- ・町より補助金の返還の指示があった際には、すみやかに補助金の返還に応じます。

- 私は、当補助金を申請するにあたり、  
上記の内容を確認し、その全てに同意及び誓約をいたします。

署 名

---

様式第 2 号（第 7 条関係）

那珂川町安心安全な町づくり支援補助金交付決定通知書

那珂川町指令総第 号  
令和 年 月 日

（申請者氏名） 様

那珂川町長 益子 純恵 印

令和 年 月 日付で交付申請のありました那珂川町安心安全な町づくり支援補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので、那珂川町安心安全な町づくり支援補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

|           |   |
|-----------|---|
| 交 付 決 定 額 | 円 |
|-----------|---|

【特記事項】

安心安全な町づくり支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、その交付決定を取り消すことがあります。

また、この交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、同要綱第 9 条の規定により、その全部又は一部の返還を命ずることがあります。

- （１）虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- （２）リサイクルショップへの売買、個人への売買や譲渡が認められたとき
- （３）その他、町長が補助金を交付することが適当でないと認める事由があるとき

様式第 3 号（第 7 条関係）

那珂川町安心安全な町づくり支援補助金不交付決定通知書

那珂川町指令総第 号  
令和 年 月 日

（申請者氏名） 様

那珂川町長 益子 純恵 印

令和 年 月 日付で交付申請のありました那珂川町安心安全な町づくり支援補助金については、次の理由において不交付にすることを決定しましたので、那珂川町安心安全な町づくり支援補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

|             |  |
|-------------|--|
| 不 交 付 の 理 由 |  |
|-------------|--|

【審査請求及び取消訴訟について】

- 1 審査請求について  
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について  
上記 1 の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日（1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第8条関係）

那珂川町安心安全な町づくり支援補助金交付決定取消通知書

那珂総第 号  
令和 年 月 日

（申請者氏名） 様

那珂川町長 益子 純恵 印

令和 年 月 日付那珂川町指令総第 号で交付決定した那珂川町安心安全な町づくり支援補助金について、次の理由においてその決定を取り消しましたので、那珂川町安心安全な町づくり支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 取消し内容 | 交付決定額 |  |
|       | 取り消す額 |  |
|       | 更生決定額 |  |
| 取消し理由 |       |  |

【審査請求及び取消訴訟について】

- 1 審査請求について  
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について  
上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第 5 号（第 9 条関係）

那珂川町安心安全な町づくり支援補助金返還請求書

那珂総第 号  
令和 年 月 日

（申請者氏名） 様

那珂川町長 益子 純恵 印

令和 年 月 日付那珂川町那珂総第 号で決定取消した那珂川町安心安全な町づくり支援補助金について、那珂川町安心安全な町づくり支援補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定より請求します。

|       |  |
|-------|--|
| 返還請求額 |  |
| 返還期日  |  |

【審査請求及び取消訴訟について】

- 1 審査請求について
- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
- 上記 1 の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日（1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。